

(7号車) 五條南小学校・五條中学校スクールバス (西吉野方面)
運行管理業務委託仕様書

1 業務委託名

(7号車) 五條南小学校・五條中学校スクールバス (西吉野方面) 運行管理
業務委託

2 業務の目的

西吉野方面から五條南小学校並びに五條中学校へ通学する児童生徒に係る
スクールバス運行管理業務について、効果的、効率的に遂行するために豊富な
経験と技能を有する事業者へ委託することにより、児童生徒の安心安全な通
学手段の確保を図ることを目的とする。

3 履行場所

五條南小学校・五條中学校校区 (西吉野・北曾木方面)

4 運行車両

- ・別紙 スクールバス車両一覧に記載する市所有車両を受注者に無償で貸
与するとともに、同車両を運行のため使用することとする。
- ・児童生徒の送迎に際し、安全性を確保するものとする。
- ・車両の修繕、車検等時には、代替車両等を受注者が用意するものとする。

5 委託(履行)期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日までの10か月間

6 運行業務内容

基本運行日数、便数

○五條南小学校 (奈良県五條市野原中3丁目5番43号)

- ・一日最大2便 年170日 (長期休業期間中の運行含む)

※下校2便 (低学年・高学年で時刻異なります)

※学校休業日の登校、学校行事も含む (振替休業有り)

※学校休業日…土曜日、日曜日、祝日

・夏期 (7月20日～8月31日)

・冬期 (12月24日～1月6日)

・学年末・始め (3月25日～4月6日)

7 運行管理等

(1) 運行管理

- ・運転手は、児童生徒を乗せて運転していることに対し責任を持ち、交通ルール・マナーを遵守し安全運転に努めること。
- ・運転に際しては、児童生徒に誠意を持って接すること。
- ・乗降の前後には車内の点検を行うとともに、児童生徒の置き去り及び忘れ物・危険物等が落ちていないか確認を行うこと。
- ・運行管理業務の平常時の体制図、緊急時の対応図（任意様式）及び乗務員名簿を発注者に提出し、変更があった場合は速やかに報告すること。
- ・運転管理者若しくは安全運転管理者を選任し、発注者に報告すること。
- ・運行管理者等は、毎日運行前に運転手の健康状態及び酒気帯び状態でないことを確認すること。
- ・運転手は、スクールバスと同等の車両の運転経験を有する者であること。
- ・悪天候時等については、運行前に路線の安全確認を行うこと。
- ・運行業務日は、緊急時に備え、いつでも運行できる体制を整えておくものとし、代務運転手を常時確保できる体制を整えておくこと。
- ・運行及び車両の状況等について運行業務日誌に記載し、運行管理者等は運行業務状況を毎月末に取りまとめ、業務月報として発注者に報告すること。
- ・車内は禁煙とし、副流煙の放出・臭気に留意するため乗務の直前での喫煙は行わないよう配慮すること。

(2) 緊急時対応（事故発生等）

- ・災害等に対する危機管理マニュアルを作成し、発注者へ提出すること。
- ・事故等の緊急事態が発生し、運行に支障が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、状況を確認し、速やかに適切な処置をするとともに該当学校長及び発注者に連絡し、発注者に報告書を提出すること。
- ・基本運行経路が災害、悪天候等（台風・積雪等）、道路工事等により、通行が困難となった場合は、経路について発注者の指示に従うものとする。

(3) 車両管理

- ・道路運送車両法に基づく、日常点検整備、一般整備、定期点検、車両整備
- ・タイヤ、オイル等の備品及び消耗品の管理
- ・燃料等の給油及び購入
- ・管理車両内外の清掃、運行前後の換気・消毒、その他の一般管理
- ・車両保管場所は受注者にて確保すること。

(4) 自動車保険

本業務開始前に発注者及び乗客並びに第三者に与えた損害を十分に補償しうる自動車保険（任意保険）の加入を証明できる書面を提出しなければならない。

上記を担保するために受注者は次に掲げる基準以上の自動車保険契約を締結すること。

車 両 保 険	時 価
対 人 保 険	無 制 限
対 物 保 険	無 制 限
人 身 傷 害 保 険	1 名 5, 0 0 0 万 円
搭 乗 者 傷 害 保 険	1 名 2, 0 0 0 万 円

8 業務委託料

業務委託料に含まれる経費は次のとおりとする。

- ・バスの運行管理に係る燃料、オイル類、タイヤ購入・付け替え、消耗品等
- ・運転手及び代替運転手及び管理者等の人件費
- ・車検、法定点検等に係る経費
- ・日常の維持管理、整備修繕に係る経費
- ・スクールバス運行に関する許認可、届出等公的手続に係る経費
- ・車両保管、代替車両、自賠責保険、任意保険に係る経費
- ・スクールバス運行に関する学校及び発注者との連絡調整に係る経費
- ・スクールバス安全装置の付替えに係る経費

9 委託料の支払

受注者は委託料の支払いの請求を翌月の10日までに行い、発注者は30日以内に支払う。

10 損害賠償義務

受注者は、本業務において発注者及び児童生徒及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受注者の責任において速やかに解決しなければならない。

11 その他

- ・この仕様書に定めのない事項等について疑義が生じたときは、双方協議のうえ処理するものとする。
- ・運行時間、便数、ルートの変更や臨時便の対応について、双方協議のうえ調整を行い、業務量に大幅な増減が生じ、委託料に影響がある場合は契約

額の変更を行うものとする。

- ・受注者は、業務を遂行するにあたって知り得た情報は他に漏らしてはならない。
- ・既存の路線バス運行に支障がないように十分に配慮する。

1 2 特記事項

- ・受注者は感染症対策に協力するとともに、その責務において運転手の健康状態の把握、感染防止に係る指導など、必要な措置を講じるとともに、運行前後の車内換気・消毒作業を実施すること。

別紙

スクールバス車両一覧

号車	車名	型式	ナンバー	初年度 登録	車検 満了日	定員 ※	燃料	1日の 運行回数
7	トヨタ ハイエースレジアス	E-RCH47W	奈良 300 せ 892	H11.5	R6.6.5	8	ガソリン	下校 2

※運転手の座席を含む

運行経路及び時刻

■ 下校経路

○ 五條南小学校

第1便

行先	湯川・百谷 方面		西新子・湯塩 方面		十日市・コミセン 方面		北曾木 方面 (和田北口で乗り換え)		和田北口⇄小中学校		平雄⇄和田北口	
バスNO.	8		5		9		7		1		タクシー	
車種	大型バス		ハイエース		マイクロバス		ハイエース		マイクロバス		乗用車	
下校第1便 14:10発	五條南小学校	14:10	五條南小学校	14:10					五條南小学校	14:10		
	阿弥陀堂前	14:23	霊安寺	14:14					霊安寺	14:14		
	湯川	14:24	丹原	14:16					丹原	14:16		
	赤松口バス停	14:26	上丹原	14:17					上丹原	14:17		
	平沼田	14:29	(生子)	14:19					(生子)	14:19		
	北小下	14:32	滝	14:20					(滝)	14:20		
	JA運果場上	14:33	旧西吉野小学校	14:28					和田北口	14:24		
	辻本商店前	14:36	木ノ下宅前	14:37								
	浦田下	14:38										
西峰橋	14:39											
和田北口発					和田北口	14:24	和田北口	14:24			和田北口	14:24
					向加名生	14:26	北曾木	14:34			川村宅前	14:37
					(城戸)	14:32					宗川野橋	14:38
					川岸樹井宅前	14:36					平雄	14:48
					十日市	14:40						

第2便

行先	湯川・百谷 方面		西新子・湯塩 方面		十日市・コミセン 方面		北曾木 方面 (和田北口で乗り換え)		和田北口⇄小中学校		平雄⇄和田北口	
バスNO.	8		5		9		7		1		タクシー	
車種	大型バス		ハイエース		マイクロバス		ハイエース		マイクロバス		乗用車	
下校第2便 15:00発	五條南小学校	15:00	五條南小学校	15:00					五條南小学校	15:00		
	阿弥陀堂前	15:13	霊安寺	15:04					霊安寺	15:04		
	湯川	15:14	丹原	15:06					丹原	15:06		
	赤松口バス停	15:16	上丹原	15:07					上丹原	15:07		
	平沼田	15:19	(生子)	15:09					(生子)	15:09		
	北小下	15:22	滝	15:10					(滝)	15:10		
	JA運果場上	15:23	旧西吉野小学校	15:18					和田北口	15:14		
	辻本商店前	15:26	木ノ下宅前	15:27								
	浦田下	15:28										
西峰橋	15:29											
和田北口発					和田北口	15:14	和田北口	15:14			和田北口	15:14
					向加名生	15:16	北曾木	15:24			川村宅前	15:27
					(城戸)	15:22					宗川野橋	15:28
					川岸樹井宅前	15:26					平雄	15:38
					十日市	15:30						